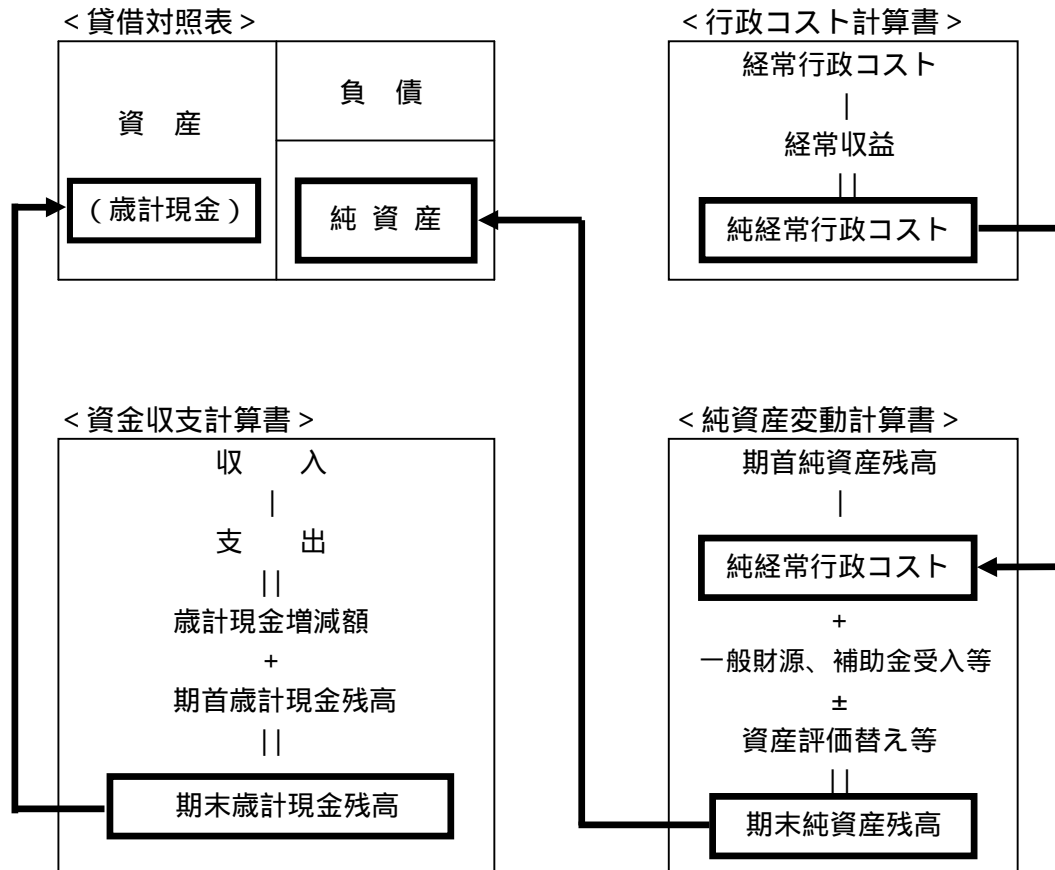


## ．財務 4 表の相関と構成

### 1．財務 4 表の相関

財務 4 表はそれぞれ数値が関連しており、全体の相互関係は下表のとおりです。



貸借対照表の資産のうち「歳計現金」の額は、資金収支計算書の「期末歳計現金残高」と対応します。

貸借対照表の「純資産」の額は、資産と負債の差額であり、純資産変動計算書の「期末純資産残高」と対応します。

行政コスト計算書の「純経常行政コスト」の額は、経常行政コストと経常収益の差額であり、純資産変動計算書の「純経常行政コスト」と対応します。

## 2 . 財務 4 表の構成

財務 4 表の公表にあたり、区の事業の大部分を占める一般会計を含む普通会計及び、区の特別会計である公営事業会計や、区が出資している外郭団体等を含めた連結財務 4 表を簡潔にお示しするとともに、その分析を行います。

以下では、本区の普通会計と連結会計の作成方針についてご説明します。

### ( 1 ) 共通の作成方針

#### 作成根拠

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の普通会計財務 4 表や連結財務 4 表は、「総務省方式改訂モデル」に基づき作成しています。

### ( 2 ) 普通会計の作成方針

#### 作成基準日

貸借対照表は平成25年3月31日。行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書は平成24年4月1日～平成25年3月31日。なお、出納整理期間（平成25年4月1日～5月31日）における収支取引については、基準日までに終了したものとして処理しています。

#### 作成基礎データ

原則として、昭和44年度以降の地方財政状況調査の数値を基礎として作成しています。退職手当引当金の金額は、財政健全化法による将来負担比率の算定基礎数値である将来負担額（退職手当支給予定額に係る負担見込額）を用いて算出しています。

#### 有形固定資産

有形固定資産は取得原価により計上しています。具体的には昭和44年度以降の地方財政状況調査の普通建設事業費（資産形成のために支出した工事費など）を集計し、用地取得費を除いて、減価償却計算を実施した後の金額を、生活インフラ・国土保全、教育、福祉、環境衛生、産業振興、消防、総務の7項目に分類、計上しています。

普通建設事業費のうち、区以外の団体に補助金または負担金として支出した金額については、区が所有する資産ではないため、有形固定資産として計上していません。

## 減価償却

土地以外の有形固定資産については、総務省方式改訂モデルの耐用年数により、定額法で減価償却を行っています。耐用年数の区分は以下のとおりです。

### 【有形固定資産の耐用年数】

決算統計上の区分	耐用年数	決算統計上の区分	耐用年数	決算統計上の区分	耐用年数
<b>総務費</b>		<b>商工費</b>	25	<b>消防費</b>	
庁舎等	50	<b>土木費</b>		庁舎	50
その他	25	道路	48	その他	10
<b>民生費</b>		橋りょう	60	<b>教育費</b>	50
保育所	30	河川	49	<b>その他</b>	25
その他	25	砂防	50		
<b>衛生費</b>	25	海岸保全	30		
<b>労働費</b>	25	港湾	49		
<b>農林水産業費</b>		都市計画			
造林	25	街路	48		
林道	48	都市下水路	20		
治山	30	区画整理	40		
砂防	50	公園	40		
漁港	50	その他	25		
農業農村整備	20	住宅	40		
海岸保全	30	空港	25		
その他	25	その他	25		

## 売却可能資産

売却可能資産の対象は、現在行政目的のために使用されていない普通財産（長期貸付中の土地・建物を除く）及び用途廃止が予定されている行政財産としています。売却可能価額の算定方法は、平成25年1月1日を基準日とする路線価により行っています。

## 未収金・長期延滞債権

地方税や、使用料・手数料、分担金・負担金などの収入未済額（不納欠損控除後）について、未収金（当該年度に発生した1年以内の未収入のもの）または長期延滞債権（1年を超えた滞納繰越の未収金）に区分して計上しています。そのうち、回収不能見込額を以下の式で算出しています。

過去5年間の『不納欠損額 ÷ (滞納繰越収入額 + 不納欠損額)』の平均値
---------------------------------------

## 退職手当引当金

年度末において、在籍する全職員（当該年度末退職者を除く）が普通退職した場合に必要な退職手当の全額を退職手当引当金として計上しています。退職コストは支給時に一時的に発生するものではなく、職員の在籍期間を通じて徐々に発生していくという考え方にに基づき、年度末の要支給額を見積もり、計上しています。これは、地方公共団体財政健全化法における算定と同様の方法で行っています。

## 行政コストの分類

行政コストは、目的別と性質別のマトリックス方式で表示しています。

## 行政コスト計算書に計上するコストの範囲

当該年度の区民に提供した行政サービスに要した費用のうち、資産形成につながる支出を除いた現金支出に、発生主義の観点から退職手当引当金繰入金等、減価償却費、回収不能見込計上額などの非現金支出も加えて計上しています。

## （３）連結会計の作成方針

### 対象会計範囲

本区の連結対象会計範囲には、普通会計、公営企業会計、公営事業会計、土地開発公社、一部事務組合・広域連合、外郭団体が含まれています。

各会計及び団体が作成している財務諸表については、「総務省方式改訂モデル」に基づき、連結財務４表上の勘定科目に組み替えています。

[連結対象法人等明細表]

区 分	会計・法人名等	資本金・経費 負担金(千円)	出資・経費 負担割合(%)
普通会計	一般会計(公営企業会計を除く)・病院施設会計・用地会計		
公営事業会計	公営企業 会計( 1)	介護サービス事業( 4)	
		駐車場整備事業( 5)	
	その他	国民健康保険事業会計	
		介護保険会計	
		後期高齢者医療会計	
地方三公社	台東区土地開発公社	11,000	100.0
一部事務組合・ 広域連合 ( 2)	特別区人事・厚生事務組合	136,676	4.38
	東京二十三区清掃一部事務組合	1,038,503	2.51
	東京都後期高齢者医療広域連合	3,587,370	1.61
	特別区競馬組合		按分率 1/23
外郭団体 ( 3)	公益財団法人 台東区芸術文化財団	500,000	100.0
	公益財団法人 台東区産業振興事業団	500,000	100.0
	社会福祉法人 台東区社会福祉事業団	5,000	100.0
	社会福祉法人 台東つばさ福祉会	100,000	100.0

- 1 民間企業のように、独自の収益でその経費をまかなう事業に係る会計。
- 2 一部事務組合・広域連合については、規約に基づく24年度の各区の経費負担割合等に応じた比例連結の考え方をとります。
- 3 出資比率50%以上の法人はすべて連結対象とします。
- 4 一般会計のうち、区立特別養護老人ホーム・デイサービスセンターにかかわる支出分及び老人保健施設会計。
- 5 一般会計のうち、雷門・上野中央通り地下駐車場、浅草文化観光センター(今戸・清川)、上野駅前自動二輪車駐車場にかかわる支出分。

連結相殺消去

連結の対象となる会計及び法人間で行われている、資金の出資(受入)、繰出(繰入)等の内部取引は相殺消去します。